

## 共生、リベラリズム、人権

——憲法学はどんなことを考える学問なのか——

阪口正二郎

### 一 はじめに

新人生のみなさんご入学おめでとうございます。

「共生」という、最近一部で流行りつつあるキーワードを手がかりにして、それがいったい憲法学という私の専門の分野である学問にどのように関わるのかということとを明らかにすることによって、何とか皆さんを、憲法学という——僕自身が迷いこんでいて、しかもどうやら簡単には抜け出せそうもない——学問の世界に招待する——引きずりこむ?——か、あるいは逆に、憲法学なんてせいぜい単位を取るためにつきあう程度にとどめておいて、大学生活という限られていてしかもとても貴重な時間を、別の大切でもっと楽しそうなものに振り向ける

か、みなさん一人一人がなす決定のお手伝いをしたいと思います。

最近、「共生」という言葉をよく耳にするようになりました。「二一世紀は共生の時代である」などと言われることもあります。しかし、「共生」という言葉それ自体は別にそれほど目新しい意味をもっているわけではなさそうです。少し気になって手元にあった国語辞典で「共生」という言葉を引いてみたら、最初に出てきた定義は「いっしょに生きてゆくこと」というものでした。そうだとすれば、これは仮に人間だけを対象に限定しても——そうでないものとして、たとえば自然との共生——ということが言われたりします——、大半の人間がおよそロビンソン・クルーソーのように無人島で一人で生活

している存在ではなく、社会の中で他者とともに生活している存在である以上、他者との折り合いをそれなりにつけて生きてゆくということ以上の意味はなさそうです。

しかし、僕の間ところ、どうもそうではないように思われます。最近、たとえば「共生の時代」と言われる場合には、ある種の特別なニュアンスを込めて「共生」という言葉が用いられているように見えます。どうも、人それぞれ「異なっている」けれども、できる限り互いにその「違い」を認めそれを尊重しながら、それでもなお何とか一緒に生きてゆけるような社会を築いていこうという意味で「共生」という言葉が用いられているようなのです。それぞれ「違って」いることを互いに認め大切にしながら、それでも一緒にやってゆこうというわけです。ここに最近「共生」と言われる場合のポイントがあるようです。

そうだとすると、これは日本国憲法が依拠していると思われる「リベラリズム」という哲学とほとんど同じだということになります。「リベラリズム」とは、政治哲学者のロナルド・ドゥオーキンの定義によれば、国家のなす政治的決定は、できる限り、何が善い生き方、何が

生きる価値かといった事柄に関するいかなる特定の考え方からも独立したものでなければならぬ、つまり、国家は何が善い人生かという問題についてただ中立でなければならぬという原理です。これは、僕流に理解すると、各個人の多様な価値観・世界観といったものについてはそれをただ大切にして、それが善い生き方だ、これが価値ある生き方だということをみんなで決めないで、それでもなお一つの国家の中で何とかみんなと一緒にやっていきましょう、という「共生」の哲学です。

## 二 リベラリズムという「共生」の哲学

それでは、なぜリベラリズムという「共生」の哲学なのでしょう。なぜ、国家は何が善い人生なのかという問題について中立的でなければならぬのでしょうか。

難しい問題ですが、何とか頑張って僕なりにみなさんに説明してみたいと思います。

一つの可能な答えは、いかなる人生が善い人生なのか、いかに人は生きるべきかといった問題については答えは多様であり、とても人々の間でコンセンサスなどと言えるようなものなど存在しないからというものです。確か

にその通りです。人それぞれ価値観や世界観は異なっています。自分の信じる信仰のために一生を捧げることが有意義な人生だと考える人もいれば、金もうけのために一生を捧げることが有意義な人生だと考える人もいます。しょうし、好きな彼あるいは彼女のために一生を捧げて尽くすことが有意義な人生だと考える人もいます。とてもコンセンサスなど得られそうにはありません。

コンセンサスがない中で、誰かがこれこそが正しい生き方だと考えるものを周りの人々に押しつけようとする、これは共生ならぬ強制ということになります。しかし、これでは、政治的権力はそれに服する人々にとって正当化される、つまり合理的に納得のいく形で行使されねばならないという原則に反することになります。また、それでは各人を互いに平等なものとして取扱わないことにもなるでしょう。

さらに、誰かが自分がこれこそは正しい生き方だと考えるものを周りの人々に力づくで強制しようとする、殴り合いの喧嘩が始まるでしょう。実際、昔ヨーロッパで起きた血なまぐさい宗教をめぐる闘争はその典型です。宗教は、それぞれ自分の信じる神様が絶対的なものであ

り、一つの宗教から見れば他の宗教は間違ったもの、邪教であり根絶すべきものだということになりがちです。そこで一つの宗教が支配しようとする血で血を洗う戦争になってしまったわけです。

信仰というものは、それが真面目なものであれば、人が最後は自らの命をも供して貫くものの代表的な例にすぎません。おそらく信仰以外にもそうしたものはいくつもあるはずです。たとえば、戦後すぐの時期に、自分は裁判官である以上、ヤミ米を食べるわけにはいかないとして餓死した裁判官がいました。人は、どうしても大切なまもるべきものがあれば、そのためには命をも賭す生きものなのです。

したがって、何が正しい生き方か、何が善い生き方か、何が幸せかといった問題について人々の間で対立がありコンセンサスがないのだとしたら、無理して決定して血を見るよりは、そこは決めないようにすることがお互いの平和的な共存を確保する唯一の合理的な選択肢だということになります。

こうしてリベリズムは、何が正しい生き方か、何が幸せな人生かといった問題について人々の間でコンセン

サスがない中で、それでも何とか協働して社会生活を行っていかうとする場合、互いに相手を平等な存在として取扱うという原理的な意味でも、また平和で安定した共存を確保するという多少プラグマティックな意味でも、合理的な「共生」の「哲学」ないしは「知恵」であるということになります。

めでたし、めでたし、ようやく最初の問いについて答えらしきものが見つかりました。

ただ、ここでやめにしたとしても一歩先を考えてみてもいいかもしれません。それは、なぜ、そもそも、こうした価値観や世界観の深いところに関わる問題についてコンセンサスが得られないのかという問題です。なぜでしょうか。

最近考えられている一つの理由は、比較不可能性、通約不可能性(incommensurability)というものです。

それによれば、何が正しい人生か、人はいかに生きるべきかという問題については、単にそれに対する各人の答えが多様でコンセンサスが存在しないだけでなく、そもそも各人の相対立する多様な答えの間で互いに比較することは不可能であり、比較することが不可能なのだから

コンセンサスなどそもそも得られようはずがない、ということです。

一つ注意すべきなのは、この比較不可能性ないしは通約不可能性という主張は、しばしば別の異なった主張と混同されがちだということです。それは、たとえば、神に捧げる人生と愛する男性や女性に捧げる人生は客観的に見てどちらも等しい価値を持つという主張です。もちろん両方とも等しいのであれば、両方とも尊重しましょうということも充分考えられます。これに対して、簡単に言えば、比較不可能性・通約不可能性は、そもそも両方を比較する客観的なものさしが存在しないという話なのです。ものさし自体が存在しないわけですから、そもそも両方を等しいとすら言えようはずがないのです。まさに両者は比較不能、比べられないのです。

人は、それぞれ中味は異なっている、それぞれが他のなものにも代え難い大切なものを何かもっているかもしれません。ある人にとっては、それは恋人との恋愛かもしれませんし、また別の人にとっては友だちとの友情かもしれません。たとえば、自分の子どもとの関係をかけがえなく大切だと思っている人は、いくら大金を目

の前に積まれても、お金と引き換えに子どもを売ったりしないでしょう。そしてその人はお金を提示した人に腹をたて、その人を軽蔑するでしょう。それは、その人が子どもとの関係とお金は比較不可能だと思っているからであり、相手は比較可能だと思っているからです。もし、そうではなくてお金を積まれて子どもを売り渡すのであれば、それはその人が子どもとの関係を本当にかけがえないものだと考えておらず、実際にはお金と比較可能だと思っているからです。

そして、それぞれの人生は、まさに一人一人の人間によって違うものであると同時に、それぞれの人にとってかけがえないものです。そうだとすれば、これは比較不可能、通約不能であり、何が善い人生かということについてコンセンサスなど形成しようとしてもそもそも得られようはずがないということになります。

かくして、ここからもやはり「リベラリズム」という「共生」の哲学ないしは知恵が引き出されます。

### 三 リベラリズムの「共生」のコスト

もちろん、おそらく少し限定的な形になると思われるま

すが、国家の中立性という理念それ自体は別の論理の道筋からも引き出すことができそうです。たとえば、哲学者のカントやミルは、何が善き生き方かという問題について正しい答えがあると考えているようです。それは、自律的な生き方、つまり自分のことは自分で決める、人生という物語の作者は自分自身である、という答えです。ここからも、逆説的ですが、国家の中立性という理念が引き出せるはずですが、なぜなら、自律的な生き方が善き生き方だとすれば、やはり国家はそれ以外の点については中立的でなければならぬからです。国家が特定の生き方を個人に押しつけようとすれば、それは押しつけられた人にとっては、お仕着せの人生であり、自律的な生き方を否定することになるからです。こうした考え方も、広い意味ではリベラリズムと呼ばれるのですが、先の狭い意味でのリベラリズムと区別してパーフェクショニズム(perfectionism)と呼ばれたりしています。

日本国憲法をこのパーフェクショニズムの観点から解釈することも可能かもしれませんが。その場合、リベラリズムから解釈するのとパーフェクショニズムから解釈するのでは、結果が同じで説明が異なることになるだけ

なのか、それとも結果も異なってくることになるのかは興味深い問題です。僕もそのうち時間があつたら考えてみたいと思います。ここでは、さしあたり、リベラリズムの観点に立って話しを進めることにしたいと思います。

リベラリズムの観点からすると、「人権」の核心にあるのは、国家のなす政治的決定が、先のような形の中立性に違反して、個人に対して何が善き人生か、何が幸せな人生なのかを押しつける形で、その個人を「平等な配慮と尊重 (equal concern and respect)」を持って取扱わないことを禁止する原理であるということになります。多数者の決定であってもそれが正当であるといえるためには、この条件を満たしていなければならないということになります。

「すべて国民は、個人として尊重される」と定める憲法一三条前段は、こうしたリベラリズムの考え方を日本国憲法が採用したものと考えることができます。また、「思想の自由」、「信教の自由」、「表現の自由」といった憲法が保障する基本的人権は、「平等な配慮と尊重を持って取扱われる権利」というリベラリズムの「人権」を、それが経験上脅かされやすい場合を想定して個々具体的に

な形で定めたものと考えることができます——憲法の保障している個々の権利が全てこのように理解できるかどうか、また理解すべきかどうかは分かりませんが——。

日本語の「憲法」という言葉にあたる英語は Constitution です。Constitute という動詞には「構成する」、「組成する」という意味があります。文字通り、「憲法」とは一つの国家の基本的な骨組み (constitution) を定めるものであり、日本という国家に住むわれわれは、リベラリズムという「共生」の哲学ないしは知恵を選択しているということになります。しかも憲法は立派な実定法です。実定法というのは、ある特定の時期のある社会において、現にある法として公の権力によって強制力をもって通用せしめられている規範ということを意味します。おまけに日本国憲法は、八一条で違憲審査制というものを出しています。違憲審査制というのは、簡単に言うと、立法を含む政府の行為が憲法に反している場合、裁判所がこれを審査して違憲とすることができるという制度です。

したがって、たとえば、みなさんの中で、誰かある人が病気で苦しんでいて、救いを求めて何か新興宗教に帰

依したいと考えている場合に、政府がそれは邪教だから信じてはならないという理由でその宗教を禁止する法律を制定すれば、みなさんは事件をおこして裁判所に行つてこの法律を憲法違反としてもらうことができます。また、マンガが好きな人がいて、政府がマンガなんか読んでいると人は道徳的に墮落するという理由でマンガを読む事を禁止する法律を制定すれば、その場合も同じです。しかしながら、一つ忘れてはならないことがあります。それは、日本国憲法がコミットしていると考えられるリベラリズムの目指す「共生」はただではない、いやただではないどころか、極めて大きなコストと負担を強いるものだという事です。

一つ例を挙げて説明しましょう(以下、事例を含めて本節の記述は、Jeremy Waldron, 'The Law, ch 5 に大幅に依拠している)。一般にリベラリズムは拷問を認めません。たとえば、ヨーロッパ人権条約は、第三条において、「何人も拷問(torture)に服することはない……」と定めています。この法律の定め方だと少し曖昧なのですが、これは絶対的な禁止、すなわち、たとえいかなる理由があろうと例外は認めない、拷問は絶対的に

これを禁止する趣旨のものだと理解されています。この点は、日本国憲法の方が明確です。日本国憲法は第三六条において「公務員による拷問……は、絶対にこれを禁止する」としており、拷問の禁止が例外を認めない、絶対的な禁止であることを明らかにしています。もちろん、拷問がなぜ絶対的に禁止されているのかという点、たとえいかなる理由があろうとも、拷問というやり方は、人間を人間として扱わず、その人を人間以下のものとして扱うからです。

このように言うとき、おそらく何人かの人からは次のような反応がかってきても不思議ではないかもしれません。それは、「拷問がよくない、そんなことは分かっている」「そんなことは当たり前だ」「そもそも、拷問なんてひどいことをするのは、サディストかナチスか、そこまでいなくてもよほど悪い奴に違いない」、「したがって真面目に議論するには値しない」という反応です。しかし、本当にそうなのでしょうか。拷問が禁じられていることはそれほど自然で当たり前のことなのでしょうか。仮に拷問が悪いことだとしても、拷問は例外なく常に禁じられるべきなのでしょうか。また、拷問を行う

のはサディストだけなのでしょうか。

たとえば、次のような状況を考えてみて下さい。あるテロリストの集団が存在していて、あちこちで爆破テロを行い、その被害にあって何十人も死んだり、死ななくても大怪我をしているとしましょう。警察は当然捜査をし、犯人を捕まえたり、警備を強化して未然に次の爆破を阻止しようと一生懸命になるでしょう。そうした懸命な捜査の結果、テロリスト数名の逮捕にこぎつきました。警察は尋問をして懸命にテロ組織のありようや次の爆破計画を探りだそうとします。ところが、テロリストの結束が強くどうしても逮捕されたテロリストたちが口を割りません。このテロリストたちに自白させる以外に次の爆破を阻止できそうな有効な手段がありません。警察はとうとう拷問を行い、拷問に耐えかねたテロリストの何人かが自白し、その結果テロリスト集団に属する他のメンバーが逮捕され、爆破テロに終止符がうたれました。こうした状況を想定することはそれほど突飛ではないはずです。現にこれはイギリスであった事例ですし、地下鉄サリン事件のようなテロ活動がわが国でも起きているわけですから、こうした状況は考えられないわけでは

ないはずです。

この場合、テロリストに対して拷問を行った警察はサディストでしょうか、また彼らはナチスのような専制的な支配者でしょうか。たしかに、ひょっとすると、拷問に加わった警官の中に、一人くらいは人が傷つけられるのを見て快感をえるようなサディストがいるかもしれませんが、また、密かなネオナチの信奉者がいるかもしれません。しかし多くの警官はそうではないでしょう。また、拷問に加わった警官の多くは、実はあまり深く考えず、ただ上司の命令に従っただけかもしれません。

しかし、なかには真面目に考えて悩んだ後に行動した警官がいるはずです。そうです、「拷問はよくない。しかし拷問以外には次の爆破テロから市民の命をまもる方法がない。自分は何よりも人命を守る立場にある警察官だし、また一人の市民としても次に行われるであろうテロによって罪もない人たちが無残に殺されることをみすみす許すわけにはいかない」と、きっと考えた人が。おそらく、映画「ダイ・ハード」シリーズに登場する、みなさんにもお馴染みの、ブルース・ウィリス演じるところのジョン・マクレーン刑事なら、きっとそう考えて行



動すると思います——厄介なことに、僕のみるところ、映画の中で彼はあまり悩んでいないようなのですが——。

それでもリベラリズムは、この場合、マクレーンを決してヒーロー扱いしないのです。ヒーロー扱いしないどころか、マクレーンを拷問を行った警官としてナチスと同じように法廷に引き摺り出して、その責任を厳しく問い、そして処分するのです。なぜでしょうか。その理由は、ある一点において、マクレーンの行為とテロリストの行為が最終的には同じものであり、どちらもリベラリズムに反するからです。テロリストの行為は大量殺人、これに対してマクレーンの行為は拷問です。たしかに両者が行った行為はその意味では全く異なっており、区別可能です。けれども、よく見れば、殺人も拷問も、相手を対等な人格を有する同じ人間として取扱っていないという点では同じであり、区別不可能です。殺人と拷問は両方とも、相手を人間ではなく、単なるモノとして扱っていると言ってもいいでしょう。

リベラリズムとはこうした「共生」の哲学なのです。政治哲学者のジェレミー・ウォルドロン言葉を借りるならば、「人権」というものにコミットすることは、「社

会的な目標を追求するに当って、ある種の手段を用いることを放棄することにコミットすること」であり、「仮にそれらの手段がたまたま最も効率的なものであるとすれば、権利にコミットすることは、それよりも効率性において劣り、信頼性も低く、より手間暇がかかるかもしれない他の手段を求めなければならないという社会に与えるコストを伴う」のです。

したがって、リベラリズムに基づく「共生」のコストは極めて高いものだと言え、覚悟しておいたほうがいいでしょう。先ほどの想定事例で言えば、テロリストに対する「拷問」を放棄することのコストは、単に警察が手間暇のかかる地道な捜査を求められることにとどまらず、仲間のテロリストを逮捕できず、その結果爆破テロが防げず、何人か何十人か、いや何百人かのテロの犠牲者をだすかもしれない、そこまで及ぶことになるでしょう。

それでも、互いに多様で異なった人生観、世界観を持つ人間同士が、互いを真に対等な存在として尊重しあって、社会生活のもたらす利益を享受しながら平和的に「共生」してゆこうとするのであれば、今のところリベラリズム以外に他に方法はないと考えられます。そうだ

とすれば、たとえ高くともリベラリズムに基づく「共生」のコストは覚悟して支払うしかありません。リベラリズムを放棄することは、先に述べたような形で「共生」を放棄するという、遥かに大きなコストがかかるのですから。

#### 四 リベラリズムと国旗・国歌

今、リベラリズムに基づく「共生」は高いコストを伴うけれども、それより他に手はなさそうだというお話をしました。けれどもどうも私たちが住んでいる日本社会は、いったんリベラリズムという「共生」の「哲学」を真面目に考えた上で、それはコストがかかりすぎるから別のやり方を考えてみようという以前に、そもそもリベラリズムという「共生」の哲学ないしは知恵を真面目に考えてみようという前提を欠いているのではないかと疑いたくなることとときどきあります。それは、「共生」という言葉が語られはじめているにもかかわらず、そもそも、この日本という社会には、多様で異なった価値観や世界観を持っている人間が存在していて、それは尊重しなければならないということ、そのこと自体がいった

いどれだけ真剣に考えられているか、僕自身不安に思うことが少なくないからです。

たとえば、昨年の夏にすったもんだした後国会で「国旗及び国歌に関する法律」なるものが成立しました。この法律は、「日の丸」を国旗とし、「君が代」を国歌とすること以上なら法的意味を持つものではありません。

別に、国民に対して「日の丸」は国旗だから尊重せよとか、「日の丸」の掲揚に際してはその場に居合わせる人は全員起立しなければならないとか、さらには「君が代」を斉唱しなければならない、といった特定の行為を義務づけるものではありません。

ないどころか、リベラリズムに基づく「共生」を目指す社会ではそんなことはあってはならないのです。憲法で思想・信条の自由、表現の自由が保障されている以上、そのようなことを義務づけるものであれば、その法律は憲法に反する違憲の法律であるということになります。

ここで重要なことは、そのように言う場合、たまたま「日の丸」・「君が代」が「国旗」・「国歌」であるということは、問題にとってイレレヴァント、つまり関係がないということです。

たしかに、「日の丸」・「君が代」をそれぞれ国旗・国歌とすべきかどうかということそれ自体が一つの極めて重要な問題です。そのことはまず最初に確認しておかなければなりません。戦前・戦中において「日の丸」・「君が代」は、日本の自国民のそれだけでなく、「大東亜共栄圏」という名目のもとに周辺のアジア諸国の民主主義

や人権をも抑圧した、軍国主義日本のシンボルとして機能していたわけですから。そうしたことを考えただけでも「日の丸」・「君が代」は国旗・国歌とすべきではないと僕は思います。また、そうしたかつての日本のあり方への反省が決して充分になされているとは言えないように思われます。たとえばアジアにおける日本の植民地支配という問題について、「日本が植民地にしなくてもどうせどこか別の国が植民地にしていたはずだ」という議論から始まって「植民地支配は植民地にとってマイナスとばかりは言えない。プラスになることだって日本はしてやったはずだ」という類の、日本の責任を曖昧にするだけでなく、開き直ろうとする発言が平然となされるほど、侵略戦争への反省が不十分なありさまです。こうしたことを考えると、やはり「日の丸」・「君が代」は国旗・国歌

には相応しくないと考えられます。

その意味では、僕は、国旗・国歌法案が衆議院を通過した後の談話で、当時の民主党の代表であった菅直人が「天皇主権時代の国歌が、何らかのけじめのないまま、象徴天皇時代の国歌になるのは、国民主権の立場から反対した方がいい」と述べたことにさしあたり、共鳴することができそうです。また、法案が審議されていた過程で、「日の丸」や「君が代」は軍国主義のイメージを拭い切れない、だから他の旗や歌を考えてはどうかという意見を新聞の投書欄その他でよく目にしましたが、これにも僕はさしあたり賛成できます。

しかしながら、そのことを前提にした上でなお、リベラリズムという観点からすれば、国旗・国歌という問題について最も肝心な問題は、何がいったい国旗・国歌としてふさわしいのかということではなく、たとえばどのようなものを国旗・国歌と定めようと、それをいかなる形であれ個人に対して強制力をもって押しつけることがあってはならない、ということだと思ふのです。「日の丸」・「君が代」でなければ、他の国旗・国歌であれば押しつけてもいいということにはならないのです。リベラ

リズムにおいては、国旗や国歌それ自体、あるいはそれらが象徴する国家や国民のありようについてどのように考えるか、国旗が掲揚されている時に起立するかしないか、国歌の斉唱に加わるかどうかといった問題は、あくまで一人一人の個人が自由に自らの意思で判断すべき問題です。こうした観点からすると、戦後これまで「日の丸・君が代」の押しつけに反対してきた運動も、実際には、どちらかという押しつけられる国旗・国歌の中味ばかりを問題にされていて、中味がいかなるものであるかと、そもそも押しつけることそれ自体が許されてはならないのだという肝心な点をあまり真面目に考えてこなかったのではないかという気がするのです。

どうも僕はときどき、日本では右と呼ばれる人々も左と呼ばれる人々も、両方とも、あまりにも集団や国家というものに自己を過度に同一化させていて、個人の自由という問題にはあまりセンシティブではないのではないかと感じるのです。右の側からは、「これだけ国民に浸透している日の丸・君が代の法制化に反対するのは、特殊な思想の持ち主だ」という発言や、「日の丸・君が代に反対する奴は日本人じゃない、そんな奴は日本から

出て行け」という乱暴な発言がありました。逆に、左の側に属すると思われる私の知りあいからは、「日の丸・君が代の法制化に反対しないのはファシストだ」という、これまた同じ程度に乱暴な発言がありました。どうも右も左も、内容が正反対なだけで「非国民」という言葉が好きな点ではいささかも変わりはないのだろうと想想してしまします。右も左も相当強烈に「愛国心」をお持ちのようです。

これに対して、僕の間るところ、リベラリズムと「愛国心」の関係はもう少し複雑だと思われます。一方では、リベラリズムは「愛国心」というものを保証できないはずです。リベラリズムからすれば、最も大切なのはあくまで個人であって、国家や集団といったものではありません。「愛国心」を持つか持たないかもあくまで個人の自由です。また「愛国心」というものをおよそいかなる意味においても持たない個人というものがいたとしても、それを認めるしかないはず——税金くらいは払ってもらわないと困ることは事実ですが——。「出てゆく」というのはその個人が最後に有している切り札であって、それは周りにいる人が「出てゆけ」という形で行使すべ

きものではありません。「出てゆく」かどうかは個人が決めるべき問題でなし、「残る」という選択をした場合も不利益を与えるようなことがあってはならないはずだ。リベラリズムという立場からは、「愛国心」がないということは、その人を当該国家から排除する理由にまではならないと考えられます。

他方では、リベラリズムというものがそこまで強い形で個人というものにこだわり、それを大切にすることであるからこそ逆に、そこで育つ「愛国心」というものは、「非国民」呼ばわりが好きな人たちのやわな「愛国心」とは異なっており、真に強力な「愛国心」になる可能性があります。「非国民」呼ばわりが好きな人たちは、過度に国家と自分を同一化させすぎるあまり、国家のありやうというものに対して懐疑的・批判的なまなざしを失いがちです。国家が間違ったことを行っている、それが見えなくなる可能性があります。「非国民」呼ばわりが横行した戦前の日本や共産主義体制のことを考えれば、そのことは明らかです。これに対してリベラリズムは、常に国家のありやうというものに懐疑的・批判的なまなざしを向けているので、国家が間違ったことをする場合に

は、黙って従うのではなく、勇気をもって立ち上がり大きな声で批判する人間を生みだし、さらにこれを応援することが出来ます。僕はこうした意味での真の「愛国心」を語れるのはリベラリズムだけなのではないかと最近考えはじめています。

ともあれ、重要なことは、国家や集団といったものを一度徹底的につきはなして相対化して見てみる必要がありそうだとことです。あくまで出発点は個人であって、国家や集団といったものは個人がよりよく生きていくために存在しているにすぎないのかもしれない。いったんその程度にまで徹底的に国家や集団といったものを相対化した上で、そうした国家や集団というものと個人はどのように向き合っていくべきなのかということを考えてみることで、これが憲法学という学問の、すべてではないにしても、最も重要な作業の一つなのではないかと僕は考えています。

(一橋大学助教授)